

i タウン DB サーチ無料トライアル利用規約

お客様（以下、甲という）は、NTT タウンページ株式会社（以下、乙という）が提供する i タウン DB サーチ無料トライアル（以下、提供サービスという）を使用するにあたり、i タウン DB サーチ無料トライアル利用規約（以下、本規約という）に定める事項を遵守することとする。

第1条（定義）

提供サービスとは、乙が運営する Web サイト（名称：i タウンページ）に掲載されている情報と、乙のアライアンス先（以下、乙とアライアンス先を乙らという）が収集管理している情報を独自に組み合わせたデータベースをインターネットを介して提供するサービスをいう。

第2条（本規約の適用）

乙は、本規約に基づき、甲に提供サービスの使用を許諾し、甲は本規約に基づき提供サービスを使用するものとする。

第3条（本規約の変更）

乙は、本規約の目的に反せず、かつ、本規約の変更及び、廃止に係る事情に照らして社会通念上合理的なものであるときは、合理的期間内に乙が適切と判断する方法（乙ホームページでの告知等）により周知し、規約変更ができるものとする。

第4条（申込の方法）

提供サービスの申込は、乙が運営する Web サイト上の提供サービス申込ページ（以下、申込ページという）において、甲がアカウントを作成し、登録したメールアドレスを提供サービスを使用するためのアカウント ID として申込むことができるものとする。

2 提供サービスの使用は、甲が申込ページにて本規約およびプライバシーポリシー等に同意の上で申込み手続きを完了し、乙が承諾した時点で契約が成立し（以下、本契約という）、使用を開始できるものとする。

3 提供サービスは乙が申込ページで指定した使用期間内で使用することができる。

第5条（使用権及び使用上の制限）

乙は、甲に対し、本規約への同意をもって提供サービスを非独占的に使用する権利（以下、使用権という）を許諾するものとする。

2 甲は、提供サービスを乙が運営する Web サイト上および本規約で定めた使用目的及び使用方法以外に使用してはならない。

3 甲は、使用許諾された提供サービスを有償無償を問わず、甲の関係会社（甲を支配している、甲に支配されている又は甲と同じ支配下にある法的主体）を含む第三者に使用させてはならない。

4 提供サービスは、i タウン DB サーチの機能、性能および有用性を評価・確認する目的に限り提供されるものとし、甲は、提供サービスを通じて得られた情報を、営業活動、販促活動その他これらに類する目的に使用してはならず、また、第三者に開示、提供、貸与、譲渡または使用させてはならない。

5 甲は、提供サービスを、大規模言語モデル（LLM）その他機械学習を用いた AI システムの学習に使用し、又は当該 AI システムに学習させてはならないものとする。ただし、甲の社内使用に限定され、入力データが AI システムの学習に使用されず、かつ第三者に提供されないことが技術的又は契約上担保されている場合は、この限りではない。また、甲は、AI システムを通じて提供サービスで入手した内容を第三者に開示、再使用、派生物を作成させてはならないものとする。

第 6 条（禁止事項）

甲は、乙が認める場合を除き、提供サービス上の情報を無断で複製、保存、転記、取得等してはならないものとする。

第 7 条（使用状況の報告）

乙は、甲による提供サービスの使用状況を確認することができ、必要に応じて、甲に対し、提供サービスの使用状況について説明を求めることができる。

2 乙が甲の使用状況に疑義がある場合は、使用状況の確認、使用停止又は使用制限等の措置ができるものとし、本規約違反が確認された場合や合理的な説明がなされない場合は本契約を解除できるものとする。

第 8 条（責任の制限）

乙は、提供サービスの内容及び正確性について、その責任を負わないものとする。

2 甲が本規約に基づき許諾された使用权を行使したことにより、甲又は第三者に損害が生じた場合、その責任はすべて甲が負うものとし、乙らは一切の責任を負わないものとする。

第9条（商品仕様の変更、廃止、新設）

甲は、乙が提供サービスの仕様を予告なく変更、廃止、新設することを承認するものとする。

第10条（不可抗力）

乙は、天災、地変、その他の不可抗力により本契約に定められた義務の遂行を妨げられた場合には、その不履行の責を負わないものとする。

第11条（知的財産権）

提供サービスに付帯する著作権、商標権、ノウハウ等その他一切の知的財産権は、乙らに帰属する。

第12条（反社会勢力に対する措置）

甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

(1)自ら又は自らの役員（取締役、執行役又は監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第2条第6号）、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、若しくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。）であること

(2)自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること

(3)自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を使用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を使用し又は暴力団員等の威力を使用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること

(4)自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること

(5)本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し又は暴力団の運営に資するものであること

2 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができる。

(1) 本条第1項に違反したとき

(2) 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき

①相手方に対する暴力的な要求行為 ②相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為 ③相手方に対する脅迫的言辞又は暴力的行為 ④風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為 ⑤その他前各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、前項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じてもこれを賠償する責を負わないものとする。

第13条（損害賠償）

甲が本契約に違反して提供サービスを使用、流用又は漏洩した場合、又は乙らの保有する権利を侵害した場合は、乙は甲に対して提供サービスの使用を禁止し、損害賠償を請求できるものとする。

第14条（権利、義務の譲渡、承継の禁止）

甲又は乙は、本規約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。相手方が本条に違反した場合、予告なく本契約を解除することができるものとする。

第15条（機密の保持）

甲及び乙は、本契約の内容及び本契約によって知り得た相手方の業務上の機密を、第三者に漏洩してはならない。ただし、必要により、乙の親会社である NTT 東日本に照会、報告を行うことについては、この限りではない。

2 本条は本契約終了後も有効とする。

第16条（個人情報）

甲は、提供サービスの使用において個人情報を得たときは、プライバシーの尊重と個人情報の保護に十分留意し、適切な方法での使用および管理をしなければならないものとする。

第17条（契約の解除）

甲又は乙は、相手方が本契約に定める義務を履行しない場合又は履行を遅滞した場合は、相手方に相当の期間を定めて催告をした上で、本契約を解除することができる。

第18条（契約の終了後の措置）

本契約が終了した場合、乙は次の各号に定める措置を講ずることができるものとし、甲はあらかじめこれに同意する。

- ① 提供サービスのアカウント ID の抹消
- ② 甲が提供サービスの使用にあたり登録したパスワードその他の登録情報の削除

第19条（輸出禁止）

本契約に基づき各当事者が開示した一切の情報及び本契約に係る業務の過程で取得又は

創出された一切の成果物（成果物に係るノウハウ・情報を含む）は、本契約の条項及び適用される法令に基づき許される場合を除いて、いかなる国へも輸出されないものとする。なお、各当事者が情報及び成果物等を輸出する場合において、適用される法令を遵守するために必要な措置をとるにあたり、当該当事者から要請があった場合には、相手方当事者はこれに協力するものとする。

2 乙は、甲が前項に定める事項に違反した場合には、直ちに本契約を解除できるものとし、甲は、当該違反により乙に生じた一切の損失を補償するものとする。

3 本条の規定は本契約の終了後も引き続き効力を有するものとする。

第20条（使用期間）

提供サービスの使用は、甲が申込手続きを完了した日から乙が申込ページで指定した使用期間内とする。

2 甲が提供サービス使用中に申込ページで有料プランを申込することなく使用期間が満了した際は、アカウントIDは失効し提供サービスの使用は終了する。

3 甲が提供サービス使用中に申込ページで有料プランを申込した場合であっても使用期間が満了した際は提供サービスの使用は終了し、アカウントIDは有料プランへ引継いで使用することができる。

第21条（紛争の解決）

本契約に関して当事者間に紛争又は解釈の相違が生じた場合は、原則として甲乙協議により解決するものとする。

2 前項の協議によっても本契約に関する紛争又は解釈の相違を解決することができない場合において、訴訟を提起するときは、日本国法を準拠法とし、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

第22条（契約外の事項）

本契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。